

団体の代表者 様

長野県産業労働部長  
(公印省略)

令和3年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰について(依頼)

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省人材開発統括官から標記表彰に係る被表彰候補者の推薦依頼がありました。

については、長野県知事が推薦する被表彰候補者としてふさわしいと認められる方が貴下所属にいらっしゃる場合は、下記事項に御留意の上、推薦書類を提出してください。

記

1 提出期限、提出方法

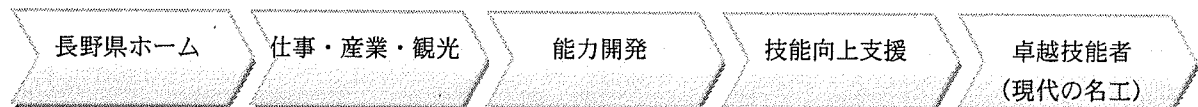
令和3年2月5日(金)(必着) 郵送又は持参(一部ファイルは電子メール)

2 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県産業労働部 人材育成課 人材育成支援係あて

3 実施要領、提出書類等

- (1) 提出書類 別紙「提出書類一覧表」
- (2) 実施要領、推薦書類様式等  
次の手順により閲覧してください。



(URL [https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takuetu\\_gendai.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takuetu_gendai.html))

4 推薦に当たっての留意事項

- (1) この表彰制度は、その有する技能が全国を通じて最高水準にある優秀な技能を持った方を表彰する制度ですので、「功労」のみに着目した推薦や調書の作成は控え、その方の持つ「技能」が他の方に比べいかに優れているのか、いかなる理由に基づいて卓越していると判断できるか等を、具体的かつ客観的に検討した上で推薦してください。
- (2) 女性の技能者については、積極的に推薦してください。
- (3) 経験年数及び年齢の要件は平成17年度から不問とされていますので、若年・中堅の技能者についても積極的に推薦してください。
- (4) 基幹的、工業的職種の雇用労働者についても積極的に推薦してください。
- (5) 原則として、卓越技能者知事表彰受賞者を推薦してください。但し、平成17年度から「若年・中堅の技能者の適格者であれば、必ずしも知事表彰を受けた者でなくとも、推薦は可能である。」とされました。
- (6) 技能者的な側面はあるものの、その方の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる方は推薦の対象から除いてください。
- (7) 本表彰制度は、現役の技能者を表彰するものであるため、過去において卓越した技能を有していたが、現在は専ら経営管理者となっている方又は団体役員を兼ねている方等で、技能の程度が低くなっている方など、現役性に欠ける方については推薦しないようにしてください。
- (8) 候補者の推薦に当たっては、過去において禁錮以上の刑に処せられた事実又は他の技能者の模

範としてふさわしくない事実がないことをよく確認してください。また、被推薦者が当該事業所の役員である場合においては、当該事業所にも過去1年程度社会的批判を受けるような事実がないことを確認してください。

- (9) なお、推薦後にそれらの事実が発生した場合や明らかになった場合は、速やかに連絡してください。

## 5 調書作成上の留意事項

- (1) 例年、必要書類の提出漏れ、誤記入等により、後日、提出や訂正を依頼する例がありますので、十分確認してください。
- (2) 書面審査の性質上、調書の記述内容の的確性やわかりやすさが結果を左右することがあるので留意してください。例年、審査委員から指摘が多い事例について厚生労働省より以下のとおり例示がありましたので、記述の際の参考としてください。

(ア) 表現が客観性に欠ける

- ・ 非常に優れている → 他と比較してどう優れているか数値等で表現
- ・ 短時間で加工できる → 通常3時間かかる加工を1時間でできる等
- ・ 精度が向上した → 標準公差 $\pm 0\mu\text{mm}$ が $\pm \Delta\mu\text{mm}$ に向上した等

(イ) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

→ グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分についても具体的に記載する。

(ウ) 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

→ ハード（機械）やソフトで代替できない本人の技能の高さがわかるよう記載する。

(エ) 製品の紹介のみで技能の関与が不明確

→ その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする。

(オ) 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

→ 全国から選定されることから、全国ないし世界レベルでみた場合にどの程度、優れているのか記載する。（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その事情を客観的に記載する。）

- (3) 前年度と同じ被推薦者の場合、調書等の記載内容及び資料が前年度と全く同じものとされている事例が見受けられますが、審査委員に対して被推薦者の功績等をより一層アピールするよう記載内容を工夫してください。

## 6 表彰の方法

表彰は、東京都内において厚生労働大臣が被表彰者に対して、表彰状、卓越技能章及び褒賞金（目録を手交し、後日口座振込）を授与して行います。（従来、人材開発促進月間の一環として11月に実施）

## 7 その他

- (1) 被表彰候補者の推薦後、候補者の身分上の変動（人事異動、転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに連絡してください。
- (2) 被表彰者となった方の個人情報（氏名、年齢、職業、就業先、技術功績概要及び顔写真）については、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、この旨あらかじめ被推薦者に説明し、同意を得てください。

長野県産業労働部
人材育成課人材育成支援係
（課長）和田 丈 （担当）峰村俊輝
住 所 〒380-8570（住所記載不要）
長野市南長野幅下 692-2
電 話 026-235-7202（直通）内線 2995
F A X 026-235-7328
電子メール jinzai2@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

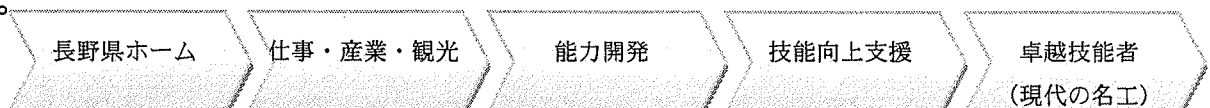
## 提出書類一覧表

(ページ番号は「卓越した技能者の表彰の推薦に係る留意事項」をご覧ください)

- 推薦書：長野県提出用  
実施要領（様式第1の2）の記載例を参考に宛先は長野県知事としてください。申請者は推薦団体及び代表者名を記入してください。
- 調書（1）都道府県（様式第3の1）
- 調書（2）都道府県（      "      ）
  - ・ 記載に当たっては、P7調書記載要領に留意の上、P20、P21の記載例を参考に記入してください。
  - ・ 調書（1）（2）の「都道府県番号」欄は「20」と記入してください。
  - ・ 調書（1）の「生年月日」、「職種」欄は、令和3年11月1日を現在で記入してください。
  - ・ 調書（2）の「推薦順位等」欄には何も記入しないでください。
  - ・ 調書（2）の「推薦団体又は推薦者及び推薦理由」欄に社印及び代表者印は不要です。
  - ・ 調書（2）の枚数は、3枚以内としてください。
- 提出電子データ  
「調書（1）」「調書（2）」については、メール(jinzai2@pref.nagano.lg.jp)か、電子データを保存したCDやDVDを同封してください。
- 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（P22様式任意）
  - ・ 調書に記載した専門的・技術的分野に関する用語については、すべてふりがな及び簡単にわかる説明を付してください。
- 作品及び作業風景の写真（P23）
  - ・ A4版紙面片面（データを出力したもの、もしくは写真を張り付けた紙面をカラーコピーしたもの）で台紙右上に「職業部門」と「氏名」を記入したもの（A4版紙面10枚以内とすること）
  - ・ 作品及び作業風景の写真について  
作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）とは、単なる作業場の写真ではなく、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものであり、作業状況の説明を付してください。  
なお、作業風景の写真については、いわゆるカメラ目線のものではなく、被推薦者本人が作業に従事しているものを添付してください。また、現役性を確認するため1年以内に撮影したものを1枚は添付してください。
- 住民票の写し
  - ・ 被推薦者のもの（概ね3ヵ月以内）
- その他の資料  
調書における説明の裏付けとなるもので、新聞・雑誌等の記事、説明書・図面、写真、特許、実用新案等、本人の技能功績が端的に、できる限りわかりやすい内容のものを厳選して提出してください。（P15）  
調書（1）の表彰、免許、資格等の欄に記入した場合は、その賞状等の写しを提出してください。

すべての資料は、紙媒体、A4版片面印刷とし必要最小限の分量としてください。  
また、書類はそのままコピー機に通せるものとし、  
ホチキス止め、冊子やパンフレットそのもの、A3袋とじ形式、付箋やラベルの添付はしないでください。

- ★ 1部だけの提出で結構です。
- ★ 書類の提出に当たりましては、「卓越した技能者の表彰の推薦に係る留意事項」P3に従い、よく整備した上で提出してください。
- ★ 提出された書類等は一切返却いたしません。
- ★ 「技能者表彰実施要領」等は、長野県ホームページから電子データをダウンロードすることができます。



([https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takueta\\_gendai.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takueta_gendai.html))

